仕 様 書

1　件名

目黒区立保育園における人材派遣事業（保育士）

2　派遣職員

(1)　保育士資格を有し、認可保育施設又は認可外保育施設での勤務実績が原則２年以上の者

(2)　１回の派遣期間中は、同一の保育士の派遣を基本とする。

3　業務内容

目黒区立保育園における保育業務及びそれに付帯する業務

4　責任の程度

指揮命令権者の下、業務を行う（役職は有さない、部下なし）

5　就業場所

区の指定する場所（詳細は別添「就業場所一覧」参照）

6　派遣期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間で、目黒区が指定する期間

7　就業日

年末年始（１２月２９日から１月３日まで）及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に定められた休日を除く日のうち、原則、週５日３８時間４５分とする。

ただし、週５日１０時間などフルタイム勤務を想定しないケースで指定する場合がある。

8　就業時間

原則、１日７時間４５分とし、午前７時１０分から午後７時２０分までの間で派遣先保育園長が指定するローテーション勤務とする。

ただし、１日２時間とし、午前７時１５分から午前１０時４５分までの間で派遣先保育園長が指定するローテーション勤務の場合等いくつかの勤務パターンを想定すること。

9　時間外労働

就業時間外の労働（会議への出席含む。）を１５分単位で命じることがある。

10　派遣先責任者

子ども若者部保育課長

11　指揮命令者

各保育園長

12　派遣人員

予定人員８人程度（週５日３８時間４５分勤務の場合）

なお、予定人員にあっては変動する可能性もあるため、予定人員に達しない場合又は予定人員を超える場合であっても異議なく履行するものとする。

13　届出事項

派遣元は、派遣開始届、派遣労働者名簿及び派遣計画書を届け出ること。

14　契約種別

単価契約

15　支払方法

１か月ごとの支払いとする。

16　契約金額

契約金額は保育士１時間当たりの金額とする。

１日の執務時間が７時間４５分を超えた場合及び１週間の執務時間が３８時間４５分を超えた場合の１時間当たりの金額は基本時給の２５％増とする。

17　支払金額

支払金額は、月の合計執務時間に１６の契約金額を乗じて得た額とする。ただし、合計執務時間に１時間未満の執務時間がある場合には当該１時間未満の執務時間について１５分単位で１時間当たりの金額を割って得た額を支払うものとする。

18　個人情報の保護

派遣従事者は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第６７条の規定により、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。また、派遣従事者が個人情報を含む事務に従事する場合にあたっては、法第5章及び第6章並びに目黒区が定める法の施行に必要な手順及びセキュリティポリシーに従うこと。

また、本項目の確認のため、派遣従事者は目黒区に対し、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を定めた「誓約書兼同意書」（別紙）を提出すること。

19　苦情処理の方法・連携体制等

(1) 派遣先が派遣労働者から苦情の申し出を受けた時は、派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅延なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。

(2) 派遣元が派遣労働者から苦情の申し出を受けた時は、派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅延なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に報告するものとする。

(3) 派遣先及び派遣元は、自らその解決が容易であり即時に処理した苦情の他は、相互に遅延なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。

20　派遣契約解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 派遣先は専ら派遣先に起因する事由による労働者派遣契約の中途解約はできないものと

する。ただし、あらかじめそれ相当の猶予期間をもって、派遣元書面にて解除の申し入れを行い、派遣元の合意を得た場合はこの限りではない。

(2) 派遣先は労働者派遣契約の中途解約の申し入れに対し、派遣元から請求があった時は、解除を行おうとする理由を明示するものとする。

21　派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

派遣元が、職業安定法その他の法律による許可を受けて、または届出をして職業紹介を行うことができる場合において、派遣先がその職業紹介により当該派遣労働者を雇用したときに限り、双方協議の上、派遣元に対し当該職業紹介に係る手数料を支払うこととする。

22　派遣労働者（無期雇用派遣労働者または60歳以上）の限定

無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限らない。

23　協定対象派遣労働者の限定

協定対象派遣労働者に限らない。

24　こども性暴力防止法等への対応

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）（以下「こども性暴力防止法」という。）その他関係法令及び国が示すガイドライン等の趣旨を踏まえ、児童等の安全確保及び児童対象性暴力等の防止に必要な措置を講じるものとし、別紙「こども性暴力防止法に関する標準特記仕様書」の定めに従うものとする。

25　その他

(1)　土曜日は開所日のため休日扱いにはならない。

(2)　細菌検査は採用時には派遣元が実施し、原則として派遣開始日までに結果に関する情報を保育園に提供する。その後については、目黒区が実施する。

(3)　新型インフルエンザ等が発生した場合に、目黒区が事業継続のため予防接種の必要を認め、予防接種を受けることを指示した場合には、目黒区が指定する医療機関において予防接種を受けるものとし、当該予防接種に要した費用については、契約金額とは別に目黒区が負担するものとする。

(4)　健康診断は派遣元が派遣実施前に行う。

(5)　交通費は契約金額に含めるものとする。

なお、執務時間内における出張命令に係る費用については目黒区が負担するものとし、その費用は派遣元が別に請求するものとする。

(6)　業務に必要な被服は派遣元が用意し、それを着用すること。

(7)　派遣された保育士は、派遣された保育園の休憩室、更衣室などの施設は目黒区職員と同様に利用できる。

(8) 派遣元及び派遣された保育士は、就業する業務に関係のある法令、条例及び規則を熟知し、遵守すること。

(9) 派遣元は、派遣された保育士が３日以上の休務となる場合で目黒区から要請があったときは他の保育士を代替で派遣すること。

なお、代替派遣する場合は代替派遣期間中同一の保育士とすること。

(10) 派遣された保育士の労働時間の確認は保育園職員が行う。

(11) 派遣元は、派遣職員が就業中の園について最低でも１か月に１回は訪問し、派遣員の就業状況の確認を行い、問題等があれば直ちに報告しなければならない。

(12) 派遣元は派遣労働者が、故意または重大な過失により、目黒区へ損害を与えた場合には、派遣元は請求の原因に問わず、当該派遣契約に関わる個別派遣期間の派遣料金相当額を限度に賠償の費用を負担する。

(13) 派遣元は、仕様書どおりに派遣労働者を供給しない場合であっても、派遣元は目黒区に対し違約金を支払わないものとする。

(14) 派遣元が期間内に契約を履行しないとき、履行の見込みがないと認められた場合及び派遣元又はその代理人が契約条項及び目黒区の指示に違反したときは、目黒区は契約を解除することができるが、その場合であっても、派遣元は目黒区に違約金を支払わないものとする。

(15) 派遣労働者の派遣業務遂行に要する費用は、すべて目黒区の負担とし、特に必要が生じたときは派遣元と区が協議して決定する。

(16) 目黒区または派遣元は、必要があると認めたときは双方協議の上、相互の合意をもって、この契約の全部若しくは一部の変更又は履行の中止をすることができる。

(17) 派遣元の責に帰さない事由により派遣労働者の業務遂行が不可能となった場合は、派遣元は目黒区に派遣料金の請求ができるものとする。

(18) 契約内容に疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、派遣元と目黒区が協議の上決定する。

(19) 受託者は、本契約の履行にあたり、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成２５年法律第６５号）及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成３０年７月東京都条例８６号）を遵守し、区が定めた「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に準じた取扱いをすること。

※当該要領については、目黒区ホームページを参照すること。

25　担当

目黒区子ども若者部保育課保育係　岩田

所在：東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号
直通電話：０３（５７２２）９８６５　ＦＡＸ：０３（５７２２）９６５９
メールアドレス：hoiku01@city.meguro.tokyo.jp

以　　上

別添　就業場所一覧

	施設名称	所在地
1	目黒区立駒場保育園	目黒区駒場1-22-1
2	目黒区立菅刈保育園	目黒区青葉台2-10-27
3	目黒区立田道保育園	目黒区目黒3-4-4
4	目黒区立不動保育園	目黒区下目黒6-11-20
5	目黒区立祐天寺保育園	目黒区祐天寺1-10-9
6	目黒区立中央町保育園	目黒区中央町2-30-7
7	目黒区立目黒本町保育園	目黒区目黒本町2-1-20
8	目黒区立原町保育園	目黒区原町1-20-16
9	目黒区立南保育園	目黒区南1-18-30
10	目黒区立第三ひもんや保育園	目黒区碑文谷5-15-19
11	目黒区立大岡山保育園	目黒区大岡山1-36-10
12	目黒区立八雲保育園	目黒区八雲3-10-18